

新潟県立新発田病院 医療安全推進指針

1 医療安全に関する基本理念

患者は良質な医療を求め、医療者はそれを提供したいと考えている。従って患者と医療者は互いに良質な医療を実践する上でのパートナーであるべきである。即ち、医療は患者と医療者との共同作業である。しかし、医療は不確実なものであり、医療者は自ら出来ることを誠実に実行する必要がある。良質な医療を提供するために、医療者は以下の6項目について評価改善を継続していく必要がある。

1. 安全性、2. 適正性、3. 公正性、4. 患者中心性、5. 効率性、6. 適時性。

医療において安全性を確保することは、医療の質を向上させるための重要な要素である。従って、医療安全確保のためには病院全体の医療の質向上の取り組みが必要である。

本指針は全職員に医療安全に関する基本的な考え方を明示するとともに、医療安全を推進するための必要事項を定めたものである。

基本的な考え方

- 1) 良質な医療には患者と医療者の共同作業が必要である。
- 2) 医療安全は医療の質の重要な一部分である。
- 3) 医療安全に必要な予防的環境整備を最重要事項とする。
- 4) 有害事象のモニタリングを確実に行う。
- 5) 有害事象への対応を誠実に科学的に行う。

2 医療安全管理のための組織に関する基本事項

- 1) 医療安全推進委員会を設置し、院内の医療安全に関わる事項を検討・決定する。
- 2) 医療安全管理室は、医療安全推進委員会で決定された方針に基づき、医療安全向上のための組織横断的な活動を行う。実務を担当する医療安全管理者および兼任セーフティマネージャーは、院長が任命する。
- 3) 医療安全活動を推進することを目的とし、医療安全管理対策委員会、医療安全管理室スタッフ会議を設ける。詳細は別に定める。
- 4) 医療安全管理室スタッフは積極的に研修等の企画に参加するよう努める。
- 5) 各部門における医療安全に関わる業務を中心的に担う担当者を医療安全推進者とする。医療安全推進者は部門内安全活動とともに医療安全管理室との連携により、組織的な院内医療安全活動を行う。
- 6) 医療法施行規則の定めによる医薬品安全管理責任者と医療機器安全管理責任者と協調し、医薬品、医療機器使用の安全確保の活動を行う。
- 7) 院長は、重大事故発生時には、事故内容の専門性を考慮して、すみやかに事故検証チームを設置する。
- 8) 検証チームは事故原因の調査・究明および再発防止策立案を行う。

3 医療安全管理のための職員教育に関する基本事項

- 1) 医療安全推進のための基本的な考え方及び事故防止の具体的な手法等を職員に周知

徹底し、職員個々の安全意識の向上を図るとともに病院全体の医療安全を向上させることを目的として研修を行う。

- 2) 全職員を対象とした医療安全推進のための研修を年2回程度、定期的実施する。また、その他の研修についても必要に応じて開催する。
- 3) 随時、診療上発生した有害事象について検討する機会を設ける。

4 医療安全を目的とした改善方策に関する基本的事項

- 1) 医療の安全管理を効率的かつ円滑に行うためのマニュアル作成

医療安全に関するマニュアル類の管理は医療安全管理室が行う。業務マニュアルで記述できない、共通性の高い部分について医療安全マニュアルを作成する。

- 2) 医薬品および医療機器・用具の安全管理

- (1) 医薬品の管理体制

医薬品の安全は、院長より任命された医薬品安全管理責任者が、医療安全管理室と協調し、責任をもって以下の医療法施行規則に定められた管理を行う。

- ・職員に対する医薬品に安全使用のための研修の実施
- ・医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成
- ・医薬品の業務手順書に基づく業務の実施
- ・医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全確保を目的とした改善のための方策の実施

- (2) 医療機器の管理体制

医療機器の安全は、院長より任命された医療機器安全管理責任者が、医療安全管理室と協調し、責任をもって以下の医療法施行規則に定められた管理を行う。

- ・職員に対する医療機器の安全使用のための研修の実施
- ・医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- ・医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全確保を目的とした改善のための方策の実施

5 医療事故、オカレンス及びインシデント事例の報告制度

- 1) 目的

医療事故報告、オカレンス及びインシデント事例報告に基づいて、医療の質・安全を確保するためのシステムの改善等、事故発生を未然に防止するとともに発生した事故に対し適切な対応を図る。

- 2) 医療事故報告

医療事故報告については、「新潟県立病院における医療事故等事務取扱要領」の規定による。

- 3) オカレンス報告

あらかじめ報告事例を定め、手術部内で事象が発生した場合に報告する。
報告事象については別に定義するオカレンス事象により紙面記入で報告を求める。

- 4) インシデント事例報告

- (1) インシデント事例の定義

インシデント事例とは、患者に被害を及ぼすことはなかったが、日常診療の現場で「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたりする経験を有する事例。具体的には、ある医療行為

が、

①患者には実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予想される場合。

②患者には実施されたが、結果的には被害がなく、またその後の観察も不要であった場合等。

(2) インシデント事例発生時対応

当該事例を体験した医療従事者が、その概要をインシデントレポートに記載し、各部門の長を通して翌日までに医療安全管理室に報告する。

なお、当該事案がインシデント事例に該当するか否かの判断に迷う場合は、医療安全管理室に相談する。

(3) インシデント評価・分析

報告されたインシデントの評価・分析は事案の内容に応じて各部門または医療安全管理室が行う。

(4) インシデント報告の保存

評価・分析が終了したインシデント報告は廃棄する。

5) その他の有害事象

インシデント、オカレンスに該当しない有害事象（主にクレーム）は各部門の長または医療安全管理室に速やかに連絡することとする。評価・分析は医療安全管理者および兼任セーフティマネジャーが中心になって行う。事例により、他の参加者の協力を求める。

6 医療相談窓口

1) 患者等からの医療安全に関する相談、事故事例の対応について、主には地域連携相談員と連携し医療安全管理室が担当する。

7 指針の閲覧に関する基本方針

1) 患者から本指針の閲覧の求めがあった場合は、これに応ずる。

2) 本指針についての照会には医療安全推進委員会委員長が対応する。

8 指針の改定基準

1) 医療安全推進委員会は、少なくとも年1回以上、本指針の見直しを議事として取り上げ検討するものとする。

2) 本指針の改定は、医療安全推進委員会の決定により行う。

医療安全推進委員会、医療安全管理室、事故検証チーム等の業務指針、所掌事項、会議規定に関しては、別に定める。

平成18年 4月1日作成

平成20年 6月 一部改訂

平成21年 3月 一部改訂

| | | |
|----------|-----|------|
| 平成 2 1 年 | 5 月 | 一部改訂 |
| 平成 2 2 年 | 2 月 | 全面改訂 |
| 平成 2 3 年 | 8 月 | 一部改訂 |
| 平成 2 6 年 | 3 月 | 一部改訂 |